

工事の施行に伴い避けることのできない事由による 第三者損害の補償に関する覚書 (土木工事)

工事請負契約書約款第 29 条第 2 項に定める損害の補償の対象及び方法並びに補償費用の負担額の決定等については、次に定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第 1 条 この覚書は、杭打ち・土留・排水・土工事の施行に伴い避けることのできない地盤沈下・地下水の断絶及び振動等に起因して生じた沿道家屋等第三者の施設その他の物件等（以下「施設」という。）に対する損害の補償に適用する。

(事前調査)

第 2 条 請負者（以下「乙」という。）は、大阪市（以下「甲」という。）の指示により、別に定める事前調査仕様書に従って施設の調査を実施する。

(損害発生時の調査及び報告等)

第 3 条 乙は、施設に第 1 条に定める損害が発生したときは、ただちに損害の調査及び応急措置を行わなければならない。
2. 乙は、前項に定める調査及び応急措置が完了したときは、損害発生報告書を甲に提出しなければならない。

(補償の交渉等)

第 4 条 乙は、第三者から施設の損害に対する補償の要望があり、かつ施設の損害が増大するおそれなくなったときは、その公正妥当な復旧方法等を検討し、次の各号に定めるところにより第三者との間で折衝するものとする。

- (1) 施設の原形復旧または原状回復
- (2) 井戸または池等については、原則として給水設備の設置

(補償の申し出)

第 5 条 前条に基づく折衝の結果、第三者の内諾を得たものについて、乙は、第三者から補償申出書を受理し、甲に提出するものとする。

(補償の業務)

第6条 第三者から、補償申出書の提出があったときは、乙は、当該補償申出書にかかる補償見積書及び関係書類を作成し、甲に提出しなければならない。

(補償の実施)

第7条 乙は、前2条に定める関係書類を甲に提出し、かつ甲の承認を得たときは、速やかに当該見積りにかかる補償を実施しなければならない。

(金銭等による補償)

第8条 前条に基づき実施する補償工事等に代え、金銭または代替物（以下「金銭等」という。）による補償の要望があった場合は、前条に定める補償に要する費用の範囲内で金銭等をもって補償することができる。

2. 金銭等による補償を行う場合には、乙は、あらかじめ第三者からその理由を付した金銭等補償要望書を受理し、甲に提出するものとする。

(着手及び完了)

第9条 乙は、補償にかかる工事、金銭等による補償の着手及び完了に際しては、遅滞なく甲にその旨報告しなければならない。

2. 乙は、補償にかかる工事、金銭等による補償が完了したときは、第三者から補償完了確認書を受理するとともに補償費精算書を作成し、併せて甲に提出するものとする。

(補償費用の負担)

第10条 補償にかかる工事、金銭等による補償に要した費用（以下「補償費」という。）の総額が請負金額（請負金額が変更されたときは変更後の請負金額）の0.7パーセントに相当する金額（以下「控除額」という。）以下のときは、乙が補償費の総額を負担する。

2. 補償費の総額が控除額を超えるときは、甲は個々の補償額からその補償額に対する相当控除額（控除額に個々の補償額の総額に占める割合を乗じた額）を減じた額に2分の1を乗じた額を負担し、その残額を乙が負担する。ただし、甲が特別の理由があると認めるものについては、その控除額を除いた負担額の決定は、甲乙別途協議して定める。

(公共施設にかかる損害)

第11条 公共施設にかかる損害の補償の対象及び方法並びに補償額の決定等については、第2条及び第3条をのぞく各規定は適用しないものとし、甲乙別途協議して定める。

(その他)

第12条 この覚書に定める事項に疑義が生じたとき及びこの覚書に定めのない事項については、甲乙別途協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本書2通作成し、当事者が記名のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 契約担当者
大阪市

乙 住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者名